中国独占禁止法制度と執行メカニズム



国務院法制弁公室工業交通商事司副司長 董超潔

1

1. 独占禁止法の制定で従った主要原則

中国は独占禁止法制定において、以下4項目の原則に 従った:

- 1. 独占禁止法制度は国際慣例に一致しなくてはならず、 世界各国が深刻な競争の制限、排除であると普遍的に 共通認識する典型的な独占行為を厳格に禁止する。
- 2. 独占禁止法制度は市場競争の保護に有利で、良好な市場競争環境を創造・維持し、独占禁止制度の誘導機能および制限機能を発揮しなければならない。

- 3. 独占禁止法は国家経済運営について健全な秩序維持の役割を果たし、経済発展、市場競争、消費者の権益保護に有利な企業合併・買収を奨励しなければならない。また、市場競争の排除、制限を招く可能性のある合併・買収行為を断固として制止しなければならない。
- 4. 独占禁止法は事業者行為の規範であり、国家が市場 競争の秩序を維持する主要手段でもある。独占禁止 法では、明瞭な境界線、明確な概念、余地を残した 基本原則、基本制度を確立し、取り扱いと執行に役 立てる。

2. 独占禁止法で確立する主な制度

(1)独占協定

事業者による独占協定締結は、経済活動において最も 頻出で、最も典型的な独占行為であり、しばしば各国 の独占禁止法で禁止されている。しかし、実際に事業 者が締結するいくつかの協定に、競争を制限した結果 が含まれていても、全体的には技術の進歩、経済発展、 および社会公共利益に有利であるため、各国の独占禁 止法の多くでは一定の状況下において、事業者が締結 するこの種の協定を免除する規定がある。

中国の独占禁止法は、事業者による各種独占協定 の締結を明確に禁止する(事業者間で締結した競 争にかかわる商品価格の固定または変更、商品の 生産数または販売数の制限、販売市場または原材 料購入市場の分割、新技術および新設備の購買制 限または新技術および新製品開発の制限、合同取 引拒否など横断的な独占協定を含む)。また、事 業者が取引活動において、第三者への転売商品価 格を限定する縦断的な独占協定も禁止する。

独占禁止法は独占協定を明確に禁止すると同時 に免除制度を定める。事業者が締結する競争制 限効果のあるいくつかの協定に対し、事業者が 技術改善、新製品の研究開発、または中小企業 経営者が経営効率を高め、中小企業経営者の競 争強化などの目的を実現するためであると証明 でき、同時に関連市場の競争制限が深刻ではな く、消費者が協定によって発生する利益を享受 できるならば、禁止法を適用しない。

(2)市場支配的地位の濫用

中国の独占禁止法は世界に通用する方法を採用、 事業者の市場における支配的地位自体は禁止し ないが、事業者による市場支配的地位を濫用し た独占価格の実施、略奪的価格設定、取引拒否、 取引の強制、抱き合わせ販売、差別待遇、およ び独占禁止法執行機関が競争を排除、制限する と認めたその他の行為を厳格に禁止する。

独占禁止法執行機関が正確・有効的に禁止法を 執行できるように、中国の独占禁止法は国際的 な独占禁止法の立法および執行経験を総括し、 事業者の市場支配的地位を認定するには、根拠 とする要素(関連市場における事業者の市場占 有率、関連市場の競争状況、事業者による販売 市場または原材料購買市場のコントロール能力、 その他事業者が関連市場に参入する難易度な ど)が必要であると定めた。同時に事業者の関 連市場における市場占有率を根拠として、事業 者に市場支配的地位があると推定できる3種の 状態を明確にした。

(3)事業者集中

中国の独占禁止法は多数国家の独占禁止法で定める事 業者集中の規制方法を参考にした。事業者集中に対し て、事前申告制度を設定し、一定規模の基準を満たす 事業者による集中の実施は、事前に国務院独占禁止法 執行機関に申告しなければならず、未申告の事業者は 集中を実施してはならないと定めた。同時に事業者集 中の審査には考慮すべき要素(集中に参与する事業者 の関連市場における市場占有率、事業者の市場に対す るコントロールカ、関連市場における市場集中度、消 費者およびその他関連事業者に対する事業者集中の影 響など)が必要であると明確に定めた。

中国の独占禁止法は国際的に通用する上述の3 大制度を定めた以外に、行政権力の濫用による 競争の排除、制限禁止規定を特別に設け、行政 機関と法律・法規が権限を委譲する公共事務の 管理組織が行政権力を濫用して、競争を排除、 制限してはならないと明確に定めた。また、行 政権力の濫用により競争を排除、制限するいく かの典型的な行為を明示し、相応の法律的責任 を定めた。

3. 独占禁止法の執行メカニズム

(1)独占禁止委員会

独占禁止法では国務院に独占禁止委員会を設置 すると定め、統制、調整、独占禁止業務の指導 に当たる。履行する具体的な職責は以下の通り である。競争関連政策の研究、制定。独占禁止 ガイドラインなどの制定、公布。市場全体の競 争状況の調査手配、評価。評価報告書の公布。 独占禁止法行政執行業務などの調整。

現在、国務院に設置された独占禁止委員会は、発展改 革委員会、工業・情報化部、監察部、財政部、交通運 輸部、商務部、国有資產監督管理委員会、工商総局、 知的財産権局、法制弁公室、銀行業監督管理委員会、 証券監督管理委員会、保険監督管理委員会、電力監督 管理委員会など14部門のメンバーから構成されている。 独占禁止委員会の下には専門諮問機関を設置、法律、 経済などの分野から招へいした専門家と関連人員で構 成され、委員会が研究しなければならない重大問題に ついて、科学的な意見と情報を提供している。

国務院独占禁止委員会がよりよい業務を展開で きるように、独占禁止委員会の業務規則を制定し た。主に以下の3つの内容を定めている。

- 1. 独占禁止委員会の具体的な職責を明確にした特に、独占禁止委員会は独占禁止法を実際に執行するのではなく、独占禁止法行政執行業務の調整に当たるのみであると強調した。
- 2. 委員会の業務形式を明確にした。主に全体会議、主任会議、専門会議の招集によって、職責を履行する。
- 3. 委員会の職責履行に関する具体的事項を定めた。会議議題の確定と全体会議、主任会議、専門会議の任務および会議関連の手順を定める。

(2) 具体的な執行部門

独占禁止法の規定に従い、独占禁止法の執行職能を担当 する機関は国務院により定める。現在、具体的な執行機 関がすでに決定している。発展改革委員会、商務部、工 商総局の3部門が独占禁止法執行業務を担当し、職責の 分担については、以下のように明確に区別した。発展改 革委員会は法に照らし、価格独占行為の調査・処分を担 当する。商務部は事業者集中行為に対する独占禁止審査 を行なう。工商総局は独占協定、市場支配的地位の濫用、 行政権力を濫用した競争の排除、制限に対する独占禁止 法執行業務を担当する(価格独占行為を除く)。

ありがとうございました!

